



# Japan Content Showcase 2017 出展規約

## 展示会規約

Japan Content Showcase 2016（以下「本展示会」といいます。）へ出展する会社・団体など（以下「出展者」といいます。）は、本展示会規約（以下「本規約」といいます。）に定められた条件に従って出展を行うものとします。なお、本規約にある「主催者」とは、Japan Content Showcase事務局を指します。

## 第1条 出展申込み方法と契約成立条件

- 出展申込みは、主催者発行の「予約申込書 兼 同意書」フォームに必要事項を入力し、印刷した「予約申込書 兼 同意書」に署名または記名・捺印の上、主催者にEメール送付にてお申込みいただくか、主催者が運営する公式ウェブサイト(<http://www.jcs.tokyo/ja/>)上の「予約申込書 兼 同意書」フォームよりお申し込みください。なお、申込者は、出展予約申込み会社・団体において当該業務の職務権限を有する方であることとします。
- 主催者は、「予約申込書 兼 同意書」を受領した後、記載事項を確認し支障がないと判断した後、出展可否における審査（審査内容は開示致しません）を実施いたします。審査通過時に、受入の旨を出展申込者にメールにて通知するものとします。なお、主催者が出展申込者に受入の旨をメール通知した日（以下「基準日」といいます。）に「出展予約」が成立します。
- 主催者は、審査（審査内容は開示いたしません）の結果、本展示会の開催趣旨に適さないと判断した場合に、独自の判断で出展申込みをお断りすることがあります。

## 第2条 小間代の請求と支払

- 「出展契約」が成立した場合、出展申込者は、主催者が発行する請求書で指定する方法により、支払うものとします。日本国内からの振込の場合、振込手数料等、送金に要する費用は全額、出展申込者の負担とします。海外からの振込の場合、事務手数料（¥10,000）を別途ご請求いたします。
- 出展申込者により支払が行われた場合、その入金を確認をもって「出展契約」が成立し、出展申込者は「出展者」としての権利が行使できるようになります。
- 出展申込者が上記1項の通り支払を行わない場合、主催者は、当該「出展予約」が解約されたものとみなすことができます。

## 第3条 出展契約の解約等と解約料

- 「出展契約」成立後は、出展者の希望による「出展契約」の解約・小間代の削減は原則として認められないものとします。
- 前項にもかかわらず、出展者がやむを得ない理由により「出展契約」の解約・小間代の削減を希望する場合には、主催者に対し、その理由などを明記した書状またはEメールによる解約申込通知あるいは小間代の削減申込通知を送付するものとします。主催者が「出展契約」の解約あるいは小間代の削減を受入れる場合は、出展者が、解約あるいは小間代削減の申出日から展示会開催前日までの期間に応じた下記の解約料の全額または一部解約料（以下まとめて「解約料」といいます。）を主催者が定めた日までに主催者に支払うことを条件として、「出展契約」あるいはその一部を解約できるものとします。
  - 「出展契約」成立後、小間の一部もしくは全てを解約する場合、支払の無にかかわらず申出日が展示会開催前日の3ヶ月前の翌日以降の場合は申込小間代の100%を解約料として申し受けます。また、申出日から展示会開催前日の間が3ヶ月以上ある場合は、申込小間代の20%を解約料として申し受けます。
  - 出展者が展示会開催日の10:00までに小間の使用を開始しない場合には、出展を取り消したものとみなされ、申込小間代の100%を解約料として申し受けます。
  - 前項に基づき出展者が解約通知を行った時点、あるいは出展者が出展を取り消したものとみなされた時点で、出展者が既に主催者に対して小間代の全部または一部の支払を行っている場合には、前各項に定める解約料は、当該支払済み小間代から充当されるものとし、充当後、残余がある場合は、主催者の定めた方法及び期日に従い主催者から出展者に返金されるものとします。

## 第4条 出展小間代

出展小間代は、主催者が公式ウェブサイト別途記載する「出展のご案内」に記載通りとします。

## 第5条 小間位置の決定

主催者が小間位置を決定するものとします。

## 第6条 禁止事項

### ■小間の転賃、売買、譲渡、交換、使用許諾

出展者は、相手方の出展者あるいは第三者であるか否かを問わず、出展小間の一部あるいは全部を転賃、売買、譲渡、交換、使用許諾することはできません。

### ■別会場への誘導を目的とした出展

本展示会場以外の場所で自己の主要な製品の展示やセミナーなどを行い、本展示会の来場者を当該別会場へ誘導することを目的とする出展はお断りします。

### ■ 展物の即売

本展示会場での出版物、ソフトウェア製品を含む展物の即売を禁止します。

### ■ 展物

- 展物（人、作品全てを含む）は、公序良俗に反しないものとします。
- 18歳未満の視聴が禁止されている成人向けコンテンツの展示を禁止します。

### ■ 迷惑行為

出展者が本展示会に関連して実施する展示・イベント・講演等の全ての行為に対し、主催者が下記のような迷惑行為に該当するものと判断した場合には、事前、開催当日問わず、当該行為の改善を求めます。これに従わない場合には、当該行為の即時中止もしくは全ての展示・イベント・講演の即時撤収をさせていただくことがあります。

出展者は、主催者に対して、この「改善」「即時中止」「即時撤収」の措置に起因する費用の返還請求等は、一切行うことができないものとします。なお、これらの措置の実施にあたり主催者が費用負担をした場合は、出展者はその費用の全額を主催者に返金する義務が生じるものとします。

- 小間外通路の使用（来場者の誘引やアンケート等）により、他の出展者あるいは来場者に著しく迷惑を及ぼす場合
- スピーカー等の音響により、他の出展者あるいは来場者に迷惑を及ぼす場合。その他、光線・熱気・臭気・臭気・振動・スモーク等により、他の出展者あるいは来場者に迷惑を及ぼす場合
- 社会通念に照らして、品位に著しく欠ける展示／行為である場合
- 公序良俗に反する展示／行為である場合
- 18歳未満の視聴が禁止されている成人向けコンテンツの展示がある場合
- 自らのブース内において、自社が取り扱う製品の展示や、商品・サービスの販売促進活動をするなどなく、来場者の「個人情報」の収集を主目的として行う出展は禁止します。

## 第7条 共同出展の取り扱い

二以上の会社・団体が共同で出展を申込み場合は、代表となるそのうちの一つ会社・団体（以下「代表出展者」といいます。）が申込みを行い、共同出展者の名称・連絡先等については別途主催者へ「通知」する必要があります。なお、主催者からの連絡、来場者案内などの送付は、代表出展者に対してのみ行うこととさせていただきます。詳細は「出展者マニュアル」をご参照ください。

## 第8条 展物等の設置・小間装飾及び撤去

本展示会場は保護展示場ではありません。海外から展示物等を持ち込む場合は、予め出展者の責任において税関等の諸手続きをお済ませください。展物に関わる音楽著作権、その他著作権の処理については、出展者の責任といたします。展物に関わる撮影、録音、記録等の可否の許可については出展者の責任において行っていただきます。

1. 展物等の会場への搬入と設置は、別途主催者より通知される期間に行われるものとします。ただし、小間内の展物設置は、本展示会開催前日の前日までに完了するものとします。なお、出展者が、本展示会開催前日当日の10:00までに、自社の小間を占有しなければ、主催者は「出展契約」が解約されたものとみなします。

（キャンセル費用の請求適用）

- 小間装飾は、主催者が送付する出展者マニュアルのルールに準じて行ってください。
- 出展者マニュアルのルールに違反する装飾は撤去される場合があります。
- 出展者は、会期中の展物等の搬入、搬出、移動の際は、必ず主催者の承認を得た後、作業するものとします。期間中は、主催者の承認なしに展物等を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。また、出展者は、搬入・搬出・装飾に関しては、会場の使用規定、防火・防炎・防音、消防法等に従っていただきます。標準小間に設置される標準装飾物の破損、紛失については、出展者が原状回復の責任を負うものとします。ただし、天災等の不可抗力と主催者が認める事由により生じた破損、紛失についてはこの限りではありません。
- 小間内の展物及び装飾物等は、主催者より通知される期間に、搬出を完了してください。その時までに搬出されないものは出展者の費用で主催者により撤去されるものとします。なお、展物等の設置および撤去については、上記以外に「出展者マニュアル」の規定に従わなければならないとします。
- 東京都火災予防条例により、展示会場内において、所定の場所以外での喫煙、裸火の使用、危険物の持ち込み、通路・非常口・屋内消火栓及び消火器の使用に障害になる付近に物を置くことは禁止いたします。

## 第9条 損害賠償

- 主催者は、理由の如何を問わず、出展者及びその従業員または代理人が、小間を使用または占有することによって発生した人、物品及び施設に対する傷害・損害等については一切の責任を負いません。賠償責任は、主催者に対して、自己の責任において小間を安全に使用することを保障し、万一事故等が生じた場合には、全ての損害につき賠償責任を負うものとします。
- 主催者は、本展示会期間中、常時展示会の安全と保安に留意し、出展者等の盗難、紛失、火災及び出展者小間内における火災等の発生に対して損害賠償等の責任を負いません。従って、出展者は会場への展物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入するなど、展示物及び資材の盗難、失火等に対して、それぞれ自己の責任において万全を期すものとします。

- 主催者が、自ら責任を負うべき事由によって本展示会を中止した場合に限り、出展者が小間を使用できなくなったことについて、主催者は出展者に対して残余展示日数を基準として、日割り計算した小間料金の払戻を行います。これをもちって補償の全てとします。なお、主催者は、直接・間接的な自然災害による損害の発生などの不測の事態、あるいは国、地方自治体などの命令または指示、その他不可抗力事由により出展者に生じる損害については一切の責任を負いません。

## 第10条 展示会の延期・中止

- 天災やその他の不可抗力事由により本展示会の開催が困難あるいは不可能と主催者が判断した場合、主催者は、本展示会の延期・中止を決定できるものとします。
- 主催者は、前項により本展示会の開催を延期・中止した場合においても、出展者への小間料金の返金は一切行いません。

## 第11条 解除

- 出展者が次の各号のいずれかに該当した場合、主催者は、何らの通知・催告なしに、また出展者に対して何らの賠償を行うことなく、直ちに「出展契約」を解除できるものとします。
  - 所有物件または権利につき、差押、仮差押、仮処分、競売の申立または租税公課の滞納処分を受けたとき。ただし、第三債務者として差押または仮差押を受けた場合を除く
  - 支払停止があったとき、支払不能に陥ったとき
  - 監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき
  - 出展者または取り立てる展示物が、本展示会の開催目的や出展対象に適さないと主催者が判断した場合、その他出展者の社会的信用に関わる長事上、刑事上または行政法上の問題が懸念され、違法または不当な行為、犯罪行為その他が行われたあるいはその恐れがあると認められることから、出展者が本展示会に出展を行うことが社会的に妥当性を欠くと主催者が判断したとき
  - 前各号の場合のほか、出展者が本規約の全部または一部、もしくは出展マニュアル等に違反し、主催者からの催告にもかかわらず、主催者が定める相当期間内に当該瑕疵が治癒されないとき
- 本条に基づき主催者が「出展契約」を解除した場合、主催者は、第3条の定めによる解約料及びその他の損害の賠償を、出展者に請求することを妨げられないものとします。

## 第12条 準拠法及び合意管轄

本規約ならびに「出展契約」は日本国の法律に準拠するものとし、これらに基づく訴訟については、主催者の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

## 第13条 展示会の運営と免責

主催者は業務を円滑に実行するために、各種規則等の設定、修正を行うことができます。また、この出展規定に記載がない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。天災、その他の不測の事態によって、主催者は本展示会の開催を中止することがあります。その場合、既納の出展料ほか出展に要した費用及び中止によって生じた損害は補償いたしません。主催者はやむを得ない事情により、本展示会の会期及び開催時間を変更することがあります。この変更を理由として出展申込みの取り消しをすることはできません。また、これにより生じた損害は補償しません。

## 出展規定と展示規則の承認

全ての出展者はこの出展規定、「出展者マニュアル」、及び主催者が制定して出展者に通達した規則を承認するものと遵守しなければなりません。

この出展諸規定は今後、変更・修正の可能性がございます。最新版は、出展申込時にJapan Content Showcase 2016公式ウェブサイトをご確認ください。

主催者：Japan Content Showcase 事務局 E-mail: [sales@tifffcom.jp](mailto:sales@tifffcom.jp)

## Japan Content Showcaseプライバシーポリシー

Japan Content Showcase事務局（以下「主催者」とする）は、「個人情報の保護に関する法律」の基本理念「個人情報」は、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものである」とも、利用者の個人情報（以下「個人情報」といいます）の適正な保護を社会的責任と認識し、この責務を果たすために、次の方針のもとで個人情報を取り扱います。

### 1. 個人情報の取り扱いに際しては関係法令等を遵守いたします。

主催者は、本展示会を通じて「個人情報」を取得する場合、「個人情報」保護法及び関連法令を遵守するものとします。特に「個人情報」を第三者に提供する場合は、2. で掲げる用途やその他本規定において明示されている場合を除き、必ず当該「個人情報」の本人から同意を得るものとします。なお、来場者と当該「個人情報」の本人との間で当該「個人情報」に関して紛争などが生じた場合は、両者が協議して当該紛争などの解決にあたるものとし、主催者はそれについて一切の責を負わないものとします。

### 2. 個人情報は限られた目的のためにのみ取得し、利用いたします。

主催者は、来場者からご提供いただいた個人情報を通じた安全管理、個人情報の漏洩、滅失または毀損を防止する保護策を講じ、その取り扱いを以下の通り定め、個人情報の保護に努めます。お預かりした来場者の個人情報は、業界関係者と相互のビジネスをサポートするために、本個人情報保護方針に事前同意いただいたうえで、次の用途で使用いたします。

- 公式ウェブサイト内の「参加者一覧」へ掲載するため
- 公式ガイドブック内の「参加者一覧」へ掲載するため
- 会場に配布する各種出版物等へ企業情報及び作品情報を掲載するため
- 参加者および参加予定者一覧を出展者等に提供するため
- 1D/ハッシュタグ・企業名・国籍・顔写真を印字し個人を識別するため
- マーケティングスクリーニングおよび共催である東京国際映画祭作品上映会の参加者名簿を出品者へ提出するため
- 参加者の選好および宿泊手配・ビザ申請サポート書類発行のため
- 出展者と参加者とのマッチング商談会を行うため
- 公式オンラインライブラリー利用希望者の登録のため
- 公式ビデオ及びマーケットプレイスへ出演・掲載する場合に個人を紹介するため
- 主催者が撮影した写真や映像を使用して、印刷物・映像・Web等により広報宣伝・報告書を作成するため
- 電話・郵便・Eメールなどにより各種サービスのご提案・案内及び定期ニュースを配信するため
- 市場調査・データ分析・アンケート調査などにより、来場者へご提供する商品・サービスを調査・分析・企画し、またご本人へ連絡を行うため
- 主催者および関連する団体からの新たなイベント・シンポジウム・セミナーの開催をご案内するため
- 本展示会の運営管理のため、来場者本人の確認や特定及び登録情報の内容把握や来場者へのご連絡・お知らせのため

### 3. 原則として個人情報は第三者に提供いたしません。

来場者からご提供いただいた個人情報、次の場合を除き、個人情報を第三者へ開示または提供いたしません。

- 公式ウェブサイト及び公式ガイドブック内の「参加者一覧」においては、ご登録時に「公開」と選択された個人情報と1対2ワードを付与された限定された来場者に対して公開します。
  - 上記2. の③、④、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪記載の各利用目的のために合理的に必要な範囲で第三者に提供することがあります。
  - 上記2. の⑫記載の目的のため、東京国際映画祭作品上映会及びイベント参加者の個人情報、東京国際映画祭事務局に提供することがあります。東京国際映画祭事務局は提供を受けた個人情報を下記のURL記載のプライバシーポリシーに基づき管理・利用します。  
東京国際映画祭プライバシーポリシー URL:<http://www.tifff.jp/privacypolicy/>
  - 政府機関により適法に開示を要求された場合に当該政府機関に提供することがあります。
- 上記の場合及び法令で認められる場合を除いて、ご本人の同意なしに第三者へ提供することはありません。

### 4. 個人情報の安全管理を徹底いたします。

主催者は、個人情報の紛失、毀損、社外への不正な流出、改ざん等を防止するため、社内規定等を整備し、安全管理のため必要かつ適切な措置を講じます。主催者は、業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供することがありますが、この場合、これらの業務委託先との間で、個人情報の適切な取り扱いに関する契約の締結を行い、また適切な取り扱いが行なわれるよう監督を行います。

### 5. 個人情報に関するお申し出にお答えいたします。

主催者は、個人情報をご正確かつ最新の状態で管理するよう努めます。また、来場者から主催者が保有している来場者ご自身の個人情報の開示・訂正を求められたときは、お申し出いただいた方がご本人であることを確認したうえで、開示・訂正します。主催者は、来場者から主催者の保有している来場者ご自身の個人情報の利用停止、削除又は第三者への提供の停止を求められたときには、お申し出いただいた方がご本人であることを確認したうえで、合理的な期間および範囲で利用停止、削除又は第三者提供の停止をします。

### 6. お問い合わせ

個人情報の開示・訂正・利用停止、削除又は第三者提供の停止のお申し出、その他個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、[inquiry@tifffcom.jp](mailto:inquiry@tifffcom.jp)まで御連絡下さい。

展示会への申込みに伴う各種データについては、「Japan Content Showcaseプライバシーポリシー」に準じて適切に保護・管理されます。